

綾瀬市家庭教育アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市家庭教育アドバイザーの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における家庭教育力の向上を図るため、綾瀬市家庭教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱等)

第3条 アドバイザーは、家庭教育に関して豊かな見識と優れた指導技術を有する者の中から選任し、教育委員会が委嘱する。

(職務)

第4条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 家庭教育に関する啓発及び情報の提供
- (2) 家庭教育講座等に係わる指導、助言
- (3) 家庭教育力向上のための助言及び相談
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める職務

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。